

裁判所から「訴状」と書かれた手紙が郵便受けに届いた。未払い金を支払えと書かれていたが、訴えられる覚えがない。どうしたらよいか。

(60歳代女性)

裁判所をかたり、「未納料金を払え」といった内容の手紙が無差別に送られてくる架空請求の可能性が高いと思われます。基本的には無視して問題ありません。

訴訟関係書類（呼出状、支払督促）などの裁判所からの通知は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されます。郵便職員が名宛て人に手渡すことが原則で、はがきや封書などで郵便受けに投げ込まれることはありません。

また、郵便職員から特別送達を受け取る際、郵便送達報告書に受け取った人の署名や押印を求められます。特別送達の封書には、支払督促などの「事件番号」と「事件名」が記載されています。こうした特徴があるかどうかで、裁判所からの本当の通知かどうかを見分けることができます。

ただし、身に覚えのない請求でも、本物の特別送達の通知であれば、放置してはいけません。督促異議の申立てや、答弁書の提出をする必要があります。裁判所が支払督促などを出す段階では、請求の当否の判断はされません。請求が架空であるかどうかは、当事者が自ら裁判所にその旨を主張する仕組みになっています。

特別送達をそのまま放置すると、欠席裁判となり、基本的には架空請求業者の請求がそのまま認められてしまうので注意しましょう。

本物かどうかの確認は、送付された書面の連絡先ではなく、最高裁判所のホームページに記載されている管轄地域の裁判所に確認しましょう。困ったときは、お近くの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。